



第8章 第8章 活用

基本方針：諸要素を活かした、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間の醸成

姫路城を保存継承していくためには、姫路城の本質的価値を、姫路市民だけでなく、すべての人々と共有していくことが必要となる。姫路城の「活用」とは、本質的価値を正しく伝え、往時の姿やその歴史性を包含する姫路城の価値、魅力を高めることで、現代の知識と歴史上の知恵が交錯する、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間を醸成することである。

そのため、姫路城の本質的価値を構成する諸要素などの適切な公開や、姫路城に関する教育・学習支援機能の充実と共に、姫路城に対する愛着心の醸成やその価値を高めるための様々な取り組みを持続可能な形で実施し、姫路城のある歴史文化的空間の魅力向上を図る。また、世界遺産として、地域の核として、我が国を代表する資産として、世界に向けて広く情報を発信するとともに、姫路城において何が必要とされ、何が求められているのかをモニタリングの実施などを通じて、丁寧な拾い出しを行い、活用を進める。

第1節 活用の方向性

1. 姫路城の構成要素を適切に公開し、往時の姿を伝える

姫路城の構成要素は多岐にわたるが、往時の姿を多くの人と共有するため、特に国宝・重要文化財建造物（国指定建造物）や石垣など、近世に形成された諸要素などを適切に公開し、本来の姫路城の姿を体験できる歴史文化的空間を醸成する。

2. 姫路城の本質的価値や歴史の変遷をわかりやすく、広く伝える

姫路城の持つ魅力や歴史などをわかりやすく、広く伝えることを第一に、その本質的価値や歴史の変遷を知り、学び、体験することができる機会を提供することにより、多くの人々が共感し、主体的に考え、創造する循環を生み出すことのできる歴史文化的空間を醸成する。

3. 姫路城の価値や魅力を継承・醸成する取り組みを実施する

姫路城を眺め、同じ空間を共有し、姫路城について知り、学び、考えることは、姫路城を将来に引き継ぐためには欠かせない。姫路城の継承を持続可能なものとするため、その価値の理解はもとより、魅力を共有し、市民意識の醸成と共に、児童、生徒らが地域にある文化財も含めて愛着を持てるよう、多くの人々が参加できる取り組みを通じて、次世代を担う子ども達に継承すべき歴史文化的空間を醸成していく。



の文化財の価値を正確に伝えるためには、外国語を用いた解説等が必須である。このため、外国語表記によるパンフレット作成や文化財説明サイン等の設置も含め、外国語対応可能な観光案内所の充実、外国語による観光案内ボランティアの養成により、外国人観光客が日本文化や歴史をより深く理解できるよう、多言語化等きめ細かな案内機能の向上を図り、世界遺産にふさわしい公開環境の整備を進める。

2. 文化財保護と観光振興の持続可能な連携・調和

近年、世界的に文化財を観光に活用する傾向が増加しているが、これは文化財の適切な保存・継承が前提とならなければならない。姫路城の保存継承に際しては、保存と活用の両立を図るため、観光振興との適切な連携が重要であり、文化財の保存継承や文化振興による文化的効用と観光資源として活用することにより生じる経済的効用との調和を図ることが求められている。

本市では、姫路城という文化財の活用を観光政策の重要な柱と位置づけるとともに、文化財保護と観光振興について継続的で良好な関係を構築するため、多くの見学者の来訪によるオーバーツーリズムの防止や緩和のための様々な方策を検討し、実施していく必要がある。具体的には、混雑状況のモニタリングや混雑状況の情報発信を行い、見学者の集中を避ける取り組みを行うとともに、様々な活用や整備、市民等との協働を通じて本計画区域全体に見学者が広がることを目指し、本丸等区域にだけ集中する構造を中長期的に解消していくことを目指していく。

見学者が文化財の価値を認識し、保存継承の意義を理解することが、文化財に対する人為的な影響を軽減させることにつながることに留意し、見学者の学習意欲を充足させつつ、文化財の保存継承に関する啓発を行うための施設の充実と文化観光施策の展開に努める。

3. 企画・イベント

文化財保護法第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とある。

平成31年（2019）の文化財保護法の改正は、この文化財保護法第1条に基づくもので、特別史跡及び国指定建造物を、活用の名のもとに、無秩序に使用してよいとしたものでは全くない。文化財保護法の趣旨に基づく活用と、利用との違いを姫路城に即して整理すれば以下ようになる。

表：姫路城の活用と利用

姫路城の活用	姫路城の本質的価値や歴史の変遷を正しく伝え、その価値の理解や、魅力向上に資する使用をすること。
姫路城の利用	姫路城の空間を、その使用の目的を達成するために使用すること。

文化財保護法の趣旨は、文化財を保存・継承していく概念を示したもので、「保護」とは、保存と活用を両輪とし、活用することが保存につながるという好循環の構築を意図したものである。そのため、特別史跡において、国指定建造物を後景としてイベント等で使用することは、姫路でしか体験、体感できない空間を使用するということであり、姫路城が持つ歴史的価値に対して誤解を与え、品位を貶めるなどの悪影響を及ぼさないことを前提とし実施していく必要がある。特に内曲輪においては、国指定建造物を単なる後景として利用するだけではなく、世界に冠たる日本の城郭建築の代表として、姫路城の魅力が際立つ、往時の姿や生業を体感できるような活用を重視する必要がある。

姫路城においては、大綱に基づき目指すべき空間像を設定しており、特別史跡の持つ価値や魅力を高めるため、活用にあたっては、目指すべき空間像に従った方針を整理する。

表：特別史跡における活用方針

地区・区域	目指すべき空間像	活用方針
本丸等区域	姫路城を象徴する空間	価値・魅力を高める厳密な活用
内曲輪	往時の姿を保ち続ける空間	歴史的背景・文脈に基づく活用
中曲輪	歴史を尊重し、時代とともに生きる空間	歴史的背景に基づく利活用 姫路城に親しむための利活用

その他、本市においては姫路城二の丸、三の丸、好古園、市立美術館、姫路文学館をユニークベニューとして、企業、学術団体のレセプションパーティ、各種記念式典や大会、会議、新製品発表などの記者会見、展示会等を対象に「ユニークベニューH I M E J Iプラン」を実施しており、その活用を推進していく。ナイトイベントについても、活用方針に基づき夜間ならではの魅力発信を進めていく。

4. 周辺の地域資源等との連携

姫路城においては、特別史跡の内外を問わず、一体となって資源を掘り起こし、活用を図っていくが、周辺地域を含めた周遊性を向上させるためには、地域資源と姫路城とを結ぶ切り口やストーリーを創出するなど、地域住民らと協働する仕組みづくりを進める必要がある。本市では平成16年度（2004）から「地域夢プラン」と題して地域住民が一体となって地域資源の掘り起こしを既に行っており、地域の魅力を発信する取り組みを地域住民らと連携して実施している。今後は文化財保存活用地域計画を策定し、引き続き本市の地域資源を活かす方策を検討し、進めていく。

その他、兵庫県下には、多くの城跡があるが、それぞれの城跡ごとに、その特徴として顕在化している部分が異なっている。例えば、姫路城は天守、篠山城跡は御殿、赤穂城跡には庭園、龍野城跡は城下町など、一つの城跡に全てが残存している例はないことから、これらがエリアとして連携することで、城郭に対する知識の習得や面的な観光施策など、様々な展開が可能である。同様に全国には多くの城跡があり、国宝5城や現存12天守、日本100名城等の様々なつながりを活かした、関係自治体や地域団体などとのさらなる連携も検討していく。

5. モニタリング等の実施

本市においては、これまでも様々な教育・学習機会、企画・イベント等を実施してきたが、その結果や効果、ニーズ等について、事後のアンケート調査や聞き取りなどを十分に実施できていたわけではない。姫路城の活用にあたっては、今後は行政だけでなく、市民や民間による様々な活用も想定されることから、姫路城のある歴史文化的空間の魅力が高まる活用を進めるため、モニタリングの実施・分析・対処を継続して行っていく。併せて、活用の専門家の協力を仰ぐなど、行政・市民・民間・専門家が連携しながら、姫路城の魅力と価値の向上を図っていく。